

第 55 回憲法と平和を考えるつどい

# 危機にたつ平和主義

## —イラク自衛隊派兵、有事法制、 憲法改悪を許さないために—

講師：鹿児島大学教授（憲法学） 小栗 実 氏

日時：2004年2月11日（水）10：00～12：00

場所：宮崎市中央公民館大研修室

小栗氏報告レジュメ ..... P 1～ 9

イラク特措法、基本計画の骨子、実施要項の概要 ..... P10～12

国民保護のための法制の「要旨」 ..... P13～16

新聞記事資料（イラク派遣問題関係） ..... P17～27

（改憲問題関係） ..... P28～29

（有事法制関係） ..... P30～35

（署名請願） ..... P36

日本国憲法前文、9条 ..... P37

主催：日本科学者会議宮崎支部・宮崎民主法律家協会

協賛：宮崎県平和委員会、宮崎県革新懇

# 危機に立つ平和主義

—イラク自衛隊派兵、有事法制、憲法改悪を許さないために—

2004年2月11日

第55回「憲法と平和を考えるつどい」(宮崎)  
鹿児島大学(憲法学) 小栗 実

## 1. アメリカの軍事行動を支援する小泉政権

- 米空母キティホーク、揚陸強襲艦エセックスの出港を護衛——その後「情報収集」を理由に、インド洋への自衛艦派遣を画策した（その時点では中止）。
- 避難民救援を理由に自衛隊輸送機をパキスタンに派遣した。
- そこへ浮上してきたのが「テロ対策特措法」
- アラビア海沖に自衛艦派遣。アフガン攻撃を行う米軍艦船に燃料補給等を行った。
- タリバン政権が打倒された、その後のアフガンは？

「自衛隊のインド洋派遣が日本の自衛隊活用に「大きな風穴をあける」（政府筋）のは事実だ。政府、自民党内では早くも「対テロ法案後」が取りざたされている。国連平和維持軍（PKF）参加凍結解除、有事法制、集団的自衛権の解釈見直し、さらには憲法改正まで。ある自民党国防族議員は「これでやりやすくなった」とほくそ笑んだ。」（南日本新聞 2001年10月13日）

- 国連PKO等協力法の改正（2001年）——国連平和維持軍（PKF）への参加の凍結を解除し、法的に自衛隊の参加を可能にした。

## 2. イラクへの自衛隊派兵は憲法に違反しないか？

- (1) 米英のイラク攻撃（大量破壊兵器をイラクがかくしもっていることを理由になぜ、イラクのフセイン政権を倒す必要があったのか？）  
フセインをもともと米国は支持（対イランの関係で）  
政治的理由 中東における米国の支配権の確保  
経済的理由 石油利権の確保

- (2) 「イラク特措法」に基づくイラクへの自衛隊派兵

① 「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（2003年6月17日制定）による自衛隊の活動

「人道復興支援活動」＝イラクの国民に対して医療その他の人道上の支援を行い若しくはイラクの復興を支援することを国際連合加盟国に対して要請する国際連合安全保障理事会決議第1483号又はこれに関連する政令で定める国際連合の総会若しくは安全保障理事会の決議に基づき、人道的精神に基づいてイラク特別事態によって被害を受け若しくは受けるおそれがあるイラクの住民その他の者（以下「被災民」という。）を救援し若しくはイラク特別事態によって生じた被害を復旧するため、又はイラクの復興を支援するために我が国が実施する措置。

一 医療

二 被災民の帰還の援助、被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布又は被災民の収容施設の設置

三 被災民の生活若しくはイラクの復興を支援する上で必要な施設若しくは設備の復旧若しくは整備又はイラク特別事態によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧

四 行政事務に関する助言又は指導

五 前各号に掲げるもののほか、人道的精神に基づいて被災民を救援し若しくはイラク特別事態によって生じた被害を復旧するため、又はイラクの復興を支援するために我が国が実施する輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒

「安全確保支援活動」＝イラクの国内における安全及び安定を回復するために貢献することを国際連合加盟国に対して要請する国際連合安全保障理事会決議第1483号又はこれに関連する政令で定める国際連合の総会若しくは安全保障理事会の決議に基づき、国際連合加盟国が行うイラクの国内における安全及び安定を回復する活動を支援するために我が国が実施する措置。

国際連合加盟国が行うイラクの国内における安全及び安定を回復する活動を支援するために我が国が実施する医療、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。

② 基本計画

「陸自、初の『戦地』へ 自衛隊イラク派遣基本計画決定」（12月9日）、

「イラク支援実施要項決まる 空自派遣きょう命令」（12月18日）、

「空自イラク先遣隊出発」（12月26日）、

「陸自に先遣隊派遣命令」（1月9日）、

「陸自先遣隊30人出発」（1月18日）、

「陸自本隊に派遣命令」（1月26日）

（国会への報告）

第5条 内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならぬ

い。

- 一 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容
- 二 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果  
(国会の承認)

第6条 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する対応措置については、当該対応措置を開始した日（防衛庁長官が第8条第2項の規定により当該対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日をいう。）から20日以内に国会に付議して、当該対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される

国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

- 2 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該対応措置を終了させなければならない。

### ③ 武器の使用

第17条 対応措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第2条第5項に規定する隊員をいう。）、イラク復興支援職員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第4条第2項第2号ニの規定により基本計画に定める装備である武器を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第1項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治40年法律第45号）第36条又は第37条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

「銃口向けば危害射撃可 防衛庁 武器使用に対処図」（12月10日）、

#### （3）自衛隊を迎えるイラクの現状は？

- あ、米英軍の占領に対する反感、民族的な反感
- い、雇用の不安
- う、治安状況の悪化
- え、日本への（雇用の）期待、しかし、それが裏切られたときが・・・

#### （4）自衛隊のイラク派兵を憲法の視点からみれば

- あ、「武力の行使」にあたらないか？ 交戦権の否認に反しないか？
- い、諸国民の「平和のうちに生存する権利」を侵害しないか？（小泉首相が

演説で引用したが)

う、 国際協調主義を憲法で掲げる国として国際的な責務は？

3. 「有事法制」「国民保護法制」の制定はなにを市民生活にもたらすか？

(1) 「有事法制」 3 法の制定 (2003年)

- 1, 武力攻撃事態法
- 2, 自衛隊法改正
- 3, 安全保障会議設置法改正

民主党も賛成に回った。

(2) 「有事法制」 つくりの歴史

① 「三矢作戦」 計画 (1965年)

三矢研究とは

「自衛隊統合幕僚会議が 1963 年に実施した「昭和 38 年度統合防衛図上研究」のコードネーム。本来内部限りの極秘研究であったが、1965 年 2 月 10 日、社会党（当時）の岡田春夫議員が衆議院予算委員会で同研究の文書を示しその存在を暴露し大きな問題になった。

② 福田内閣のとき、有事立法研究に着手、ただし「近い将来に国会提出を予定した立法の準備ではない。」(77年8月)

③ 「防衛庁における有事法制の研究について」(78年9月21日)

参照。78年11月27日「日米防衛協力のための指針」（旧ガイドライン）の締結  
「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」をさだめる  
「Ⅲ 日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力」については簡単な叙述にとどまる。

④ 「防衛庁における有事法制の研究について」(中間報告) (81年4月22日)

「自衛隊法第103条の政令に盛り込むべき内容について」

⑤ 「有事法制の研究について」(84年10月16日)

⑥ 97年9月23日に締結された「新ガイドライン」では「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力」が具体化された。

⑦ 「周辺事態に際して我が国の平和と安全を確保するための措置に関する法律」の制定

(1999年5月28日)

⑧「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」(2000年12月6日)

(3) 「有事法制（立法）」とはなにか？

1、まず、「有事」とはどういう事態をさすか（法から）

① 武力攻撃事態とは、わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態

② 事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

⇒「有事に対処する」ということばには注意する必要がある。政府は「万々々が一」日本が攻撃されたとき（有事）の備えだというが、

「有事法制は、我が国に対する武力攻撃の事態を中心。ただし、武力攻撃に至らない段階から適切な行動をとることが必要」(02年1月内閣官房「有事法制の整備について」)、

「有事の定義は1（1）項のとおりであるが、21世紀の複雑多様な事態に対して対応することを想定した場合、これだけでよいか要検討⇒「有事」、「危機事態」、「緊急事態」等々を通じて総合的に法体系を整備する必要があるものと思料」(02年2月7日西元徹也・元統幕議長の自民党国防部会での説明資料から)

「危機管理法の立法措置を含む改定日米防衛協力のしっかりととした実施」(米国防大学国家戦略研究所特別報告「合衆国政府と日本・成熟したパートナーシップに向けての前進」2000年10月11日)

⇒「日本有事の際のそなえ」を口実にした、アジア太平洋地域での米軍の軍事活動に協力・支援する自衛隊を支える法制度をより堅固なものしようという動き

(4) 「有事法制」の整備が急速にすすんでいる

○ 自衛隊法、新ガイドライン=周辺事態法（1999年）、テロ特措法（2001年）と関連して

（1）自衛隊法103条（防衛出動時における物資の収用等）や104条（電気通信設備の利用等）

（2）周辺事態法8条（関係行政機関による対応措置の実施）、9条（国以外の者による協力等）

（3）「テロ特別措置法」（2001年）に関連しての自衛隊法「改正」の中に盛り込まれたもの

① 通常時の自衛隊の施設の警護のための武器の使用（第95条の2の新設）

② 治安出動下令前に行う情報収集の際の武器の使用

　　治安出動下令前に行う情報収集（第79条の2の新設）

　　治安出動下令前に行う情報収集の際の武器の使用（第92条の2の新設）

③ 治安出動時の武器の使用（第90条第1項の改正）

- ④ 不審船への対応（第93条、第91条、第92条の改正）
- ⑤ 秘密保全のための罰則強化=防衛秘密（第96条の2の新設）と罰則（第122条の新設）

○ 武力攻撃事態法ほか

1、その内容

- ① 「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」（いわゆる武力攻撃事態法）
- 「武力攻撃事態等とは、わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう」
- 「国の責務」「地方公共団体の責務」「指定公共団体の責務」を定める
- 「対処基本方針」（閣議で決定）⇒「対処措置の実施以前に対処基本方針の国会承認を得ることは必要としない」
- 首相は、地方公共団体・指定公共団体等に対し総合調整、場合により実施の指示を行なう。あるいは自ら対処措置を実施する。

②自衛隊法改正

- 103条関係（防衛出動時の物資の収用等）
- 防衛出動下令前の防御施設構築の措置等
- 防衛出動時の自衛隊の緊急通行
- 保管命令に従わなかつた者等に対する罰則
- 防衛出動時等における関係法律の特例（部隊の移動、輸送⇒道路法、道路交通法の適用除外、土地の利用⇒海岸法、河川法、森林法、自然公園法、漁港漁場整備法、港湾法、都市公園法、都市緑地保全法、土地収用法、土地区画整理法、首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、都市計画法の適用除外、建築物建造⇒建築基準法の不適用、消防法の適用除外、衛生医療⇒医療法の適用除外、戦死者の取り扱い⇒墓地、埋葬等に関する法律の適用除外）を一括処理

③安全保障会議設置法の改正

- ④自衛隊法 103条関係政令の作成（ここが医療関係者には直接関係する）

○ 「国民保護法制」とは

- 「国民保護法制要旨を了承 知事が措置要請」（11月21日）、
- 「米軍へ武器無償提供 有事関連四法案骨格判明」（12月31日）

「要旨」の問題点

- ① 中央政府→県→市町村という「指揮系統」
- ② 市民の財産権などの制約、スーパーなども規制
- ③ 放送局は「指定公共機関」にして、警報等の放送を義務づける。

○防衛庁がすすめてきた有事研究

- ① 防衛庁管轄の事項「第一分類」（物資の収用、土地の使用、業務従事命令など）→武力攻撃事態法および自衛隊法
- ② 防衛庁と他省庁に管轄がまたがる事項「第二分類」（自衛隊を法律の適用から除外又は特例措置を与える）→武力攻撃事態法および自衛隊法
- ③ どの省庁の管轄か明確でない事項「第三分類」（警報、住民避難、各種応急措置、復旧など、船舶・航空機の航行・飛行の制限、経済関係諸措置）→「国民保護法制」
- ④ 米軍支援のための法制（米軍の行動に必要な施設・物資等の確保など）→「米軍行動円滑化法案」
- ⑤ 米軍支援のための関係法の改正（米軍を法律の適用から除外または特例措置を与える）→「米軍行動円滑化法案」

■ この「有事法制」のねらいは、アジア太平洋地域での米軍の活動を支援するための米軍・自衛隊の行動を円滑にするための「新ガイドライン実施（米軍武力行使支援）」の一環をなす「銃後」の整備

「周辺事態法」⇒日本周辺での米軍の武力行使を（後方）支援することを

根拠づけた

「テロ特別措置法」⇒世界中どこでも米軍の武力行使を（後方）支援できるようにした（ただし、9月11日事件に関連するかぎりという条件つき）

「武力攻撃事態法」⇒米軍を支援する自衛隊の国内での行動を円滑にする法律

→自衛隊の海外派兵を「恒久化」させる法案も構想されている。

### ○ 日米「軍事同盟」強化

「武器輸出三原則見直し 政府検討」（12月18日）、

「米のミサイル防衛導入決定」（12月19日）、

武器輸出禁止の原則とは（1967年佐藤首相答弁、および1976年政府統一見解）

① 3原則対象地域（共産国向け、国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向け、国際紛争中の当事国またはそのおそれのある国向け）について「武器」の輸出を認めない。

② 3原則対象地域以外の地域については、憲法および外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。

③ 武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて扱う。

### 対米武器技術供与（1983年）

「わが国の平和と安全に必要不可欠な日米安保体制の効果的運用のために重要となって

いる防衛分野における技術の相互交流の一環」として例外扱いとした

#### 4. 憲法改悪を許さない！

##### (1) 1999年に国会法の改正

衆議院、参議院に憲法調査会が「日本国憲法について広く調査をおこなうため」に作られ、審議がはじまっている。

##### (2) 90年代改憲の基本方向

(あ) 「国際貢献」論議と自衛隊の海外派遣・集団的自衛権の憲法上の容認

(い) 主な改憲構想

(A) 小沢一郎『日本改造計画』（講談社・1993年5月）

「憲法の解釈をめぐつていつまでも不毛の論争が繰り返される。この論議に決着をつけるために、私は二つの案をもっている」（123頁）

- ・憲法九条にあらたに「第三項」をつける。 「ただし、前二項の規定は、平和創出のために活動する自衛隊を保有すること、・・を妨げない」
- ・「憲法はそのままにして、平和安全保障基本法といった法律をつくることも考えられる。」

(B) 経済同友会「地球社会の要請に応えられる充実した国民生活を目指して」

(1993年3月)

「憲法を含む法制全般の総点検－新しい憲法論議をしたがって今、現行憲法の様々な問題点、例えば、国民の権利と義務、わが国の独立性、安全保障の問題、国際連合憲章との関係、政治改革のために必要となる問題について真剣に議論することが極めて重要である」

(C) 読売新聞憲改正試案（1994年11月3日）

・前文

・国民の憲法擁護義務の導入

憲法についての二つの大きな考え方のちがい

「憲法忠誠」（ドイツ）型か、

「社会契約」（日本国憲法など）型か

・第一章 国民主権

・第二章 天皇 象徴天皇制の維持、ただし天皇に「国の代表権」をみとめる。

・第三章 安全保障 (ア) 九条一項はほぼそのまま

(イ) 非核三原則の「憲法化」(?)

(ウ) 「自衛のための組織」の樹立

(エ) 徹兵制の禁止をいたのはなぜ。

- (才) 「集団的自衛権」までみとめるの？
- ・第四章 国際協力 (ア) 「平和の維持及び促進並びに人道的支援の活動に、自衛のための組織の一部を提供」
- ・第五章 国民の権利義務
  - (ア) 目玉は「人格権」と「環境権」
  - (イ) 反対に、なくなったのは「現18条」
- ・第六章 国会 (ア) 参議院に重要な権限をあたえる。
  - ・条約の承認における優越
  - ・人事案件における優越

最高裁・憲法裁判所の裁判官の指名
- ・第八章 司法 憲法裁判所の構想
- ・第九章 改正 憲法改正の二通りのやり方
  - ・国民投票
  - ・各議員の三分の二以上

### ○ イラク戦争をうけて改憲への動きが加速

「改憲案09年にも提出」

「民主 06年までに改憲案提示」

- (1) 衆議院憲法調査会が「中間報告」(2002年11月1日)  
改憲支持の主張と憲法改悪反対の主張を羅列したが、全体としては改憲の支持のトーンがつよい
- (2) 経済同友会が「憲法問題調査会意見書 自立した個人、自立した国たるために」  
(2003年4月21日)  
「官」批判などまじえて新しい「装い」をとりながら、集団的自衛権の行使などを主張
- (3) 自民党憲法調査会が改憲試案  
自衛隊の憲法上の地位の確立と集団的自衛権を認める方向
- (4) 憲法改正国民投票法案の提案の動き

### まとめ

憲法の平和主義原則をめぐっての「綱引き」が、90年代以降、大きく軍事優先へと傾きつつある。「憲法（平和）体系」を「安保（戦争）法体系」にすっかり変えてしまおうというたくらみといえる。私たちが「戦後」とよぶことによって守り、大切にしてきた価値が政府・与党・巨大右派メディアなどによっていま捨て去られようとしているのでは。その中の、市民の政治意識・憲法感覚はどのような変化をみせているのか？そして、私たち市民の課題は？

10

第二条 政府は、この法律によつて復興支援活動又は保守支援活動(以下「扶助措置」といふ。)を運営するに用意するため、前条の国庫のうちから、あらかじめ定めた額

の國家の構造を運んでゐる。わが國は本筋の兵隊が安全に歸る所を保つてゐる。

2 対応措置の実施は、武  
る威嚇又は武力の行使に當  
るのであつてはならぬ。

3 対応措置につづては  
貴校を子見、秋葉町に命（國

武力紛争の一環として行われる殺傷又は物質破壊する行為。日本では、かつて実施さ

— 本國の貿易 (貿易統計)

の問題があつては、國連安  
全第一の立場その他の政  
府の立場にあつては、國連安

二、公典（無伴奏）

4 内閣總理大臣は、対外  
実施に当たり、第四条第一

5 関係行政機關の基盤

実施に關し、内閣總理大臣  
衡行長官に協力するものと  
(定義等)

## 「テラクにおける人道復興支援活動等の実施に関する特別措置法案」(案文)

第一 医療  
第二 損害民の権利の援助、被災民に対する施設、被災者の生活必需品の配布又は被災者の収容施設の設置  
第三 損害民の生活起立支援  
四 路線としては設備の復旧等については整備はつづく特別事態に付し行政権を受けて自然環境の侵入の原因

指標

五 前者をも擧げるやうのはかく、個人的経済に著して般別懸念を抱きし者はアラク特別懸念に付するに生じた被扶養を償付するため又はアラクの被扶養を受取るに當つたる我が國が実現するの前段、保育施設の運営を有する者ら、運営、建設、管理有りしは路盤、補給又は消費される安全確保支援活動に之を実施される業者は国庫出納開闢費等アラクの国内に於ける生産及び安

たるに關する問題を審議する事項  
又は事業の用に供する性質の  
物品の贈呈等の贈与問題を審議する場合  
には、その実施に供する監査事項  
へ、その実施に供する監査事項  
に関する重要事項  
三、対外接觸の実施のための  
行政機關の運営監査に関する事  
項

（國會の審議）  
第五条 内閣總理大臣は、次に  
關する事項を除くべし、國會に  
報告せしむべからざるものなる。  
一 基本法指針の決定は、重要事  
件の上に付せられ、その結果

二、本件は、その結果  
が終つたいたばは、(国会の承認)  
第大内閣總理大臣は、基本  
計画をもつて自衛隊の部隊等  
が実施する方針指針については  
当該方針指針を踏まつて(防衛  
庁長官は第一条第二項の規定によ  
り当該方針指針の実施を自衛隊の  
部隊等と申した日をもつて)から  
20日以内に(国会に)提出し、当該  
方針指針の実施につき国会の承認

均等化率は、前項の実施要  
件によると、均等化率を算出する  
際は、(該均等化率) =  $\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n \theta_i$   
と定められる。ここで、 $\theta_i$  は第  $i$  項の  
均等化率である。  
一方均等化率は、実施要件に定  
められた均等化率を算出する。  
均等化率は、前項の実施要  
件によると、均等化率を算出する  
際は、(該均等化率) =  $\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n \theta_i$   
と定められる。ここで、 $\theta_i$  は第  $i$  項の  
均等化率である。  
一方均等化率は、実施要件に定  
められた均等化率を算出する。

するに付し第一条及び第二条  
にかねて御す、前項第一項  
による採用されたのヲ復  
職員の定員は、政令で定め  
るに付し、同法第一条第一  
款第二条の職員に合まないも  
の。  
第三條 内閣總理大臣は、閣  
門閣員の長に対し、基本計画  
、対応措置を実施するため  
接洽、協力等を有する職員  
公務員等の第三条第三項各号  
の者を除く。)を本部に添

常に敵襲團の軍を前頭  
上の敵襲團をなげだせば  
敵襲團が之等を生じては  
して同一項の敵襲團に該用する  
を前頭を定めて本件に於て  
認められた。



# 自衛隊きょうう準備命令

政府が18日公表した  
「イラク人道復興支援特措法」における実施規則の  
概要<sup>5</sup>の全文は次の通り。

1. 本況及び内緒

- ・ 基本計画の閣議決定  
(平成15年12月15日)を受け、文部省の部長が、人道復興支援活動の実施を中止している。やめ活動に反対を及ぼさない範囲で、奨金確保支援活動を実施
- ・ 自衛隊の部隊及び活動地域における治安状況等を注意深く見極め、慎重に行動方針に対する措置を実施
- ・ 自衛隊の部隊及び、イ  
ラク復興支援職員及び関係在外公館の派遣を密にすることとなり、現地社会との良好な関係を確

2. 両面道路の構造問題  
並段 15年2月15日付  
に於ては、本計画によ  
るが如きは、  
上記の如きが、  
成15年12月14日付の  
（3） 両面道路に於ける  
措置の実施を要する。  
（1） 陸上両面道路が  
基本計画に定める区域  
の範囲内に、  
要性、現に難點に陥  
ねないものか、  
動的問題を通りて識  
急にわかれりしなら  
と認めたるに  
の資金が確実に得られ  
るを確信して、  
あたは地域を整理  
・ いたぐる簡便部  
ナガ（ナガト）佐世子  
（ナガト）  
（ナガト）

施設の整備に於ける、物質的、組織的、人事的、精神的等の問題

(3) 海上自衛隊  
④ 項の選定を実施する  
4. 直衛隊による監視及び警戒の範囲での安全活動としての直衛隊の任務、警戒、通報等の実施を指定

第三章  
政治、軍事、外交の問題

機関車、機械、機器等の輸入に際しては、輸入税額の半額を保証する。人道的、經濟的、政治的、軍事的理由で輸入するものに就き、輸入税額の半額を保証する。人道的、經濟的、政治的、軍事的理由で輸入するものに就き、輸入税額の半額を保証する。

(乙) 本邦の防衛を定むるに、アーバン・アーマーの構成は、主として、機械化歩兵、機械化戦車、機械化砲兵、機械化空挺部隊、機械化飛行場、機械化輸送機、機械化通信機、機械化後方支援部隊等である。この構成は、敵の機械化軍隊に対する機械化軍隊の反撃力、機動力、火力、生存力等の諸要素を考慮して、機械化軍隊の任務を達成するためのものである。

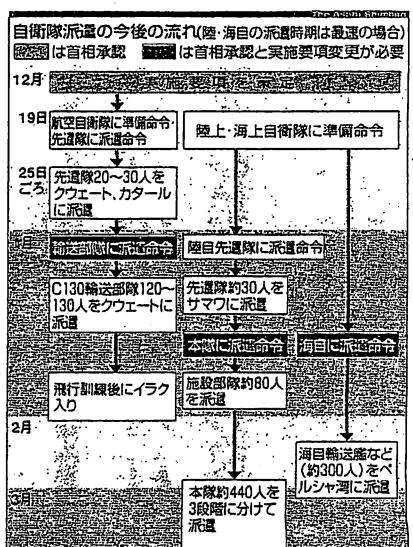
区域の経済に際  
接するなどして後  
方の指揮を受けて  
るが、たとえば軍  
隊の資金を運  
送の車両及び國  
の車両等に付  
けられること

・近畿の市町村、県民の意識が、従来のものから少しずつ変化する傾向の改善のための対応策を実施する。また、この理由等を踏まえ、現地の情勢及び活動状況に応じて、これまでの防衛庁主導による報告等に加えて、近畿の市町村への報告等を実施する。

## 実施要項の概要（全文）

時期・規模明記せず

## イラク派遣実施要項、首相が承認



# 国民の保護のための法制の「要旨」

平成15年11月

## 第1 総則

### 1 通則

#### (1) 目的

武力攻撃事態等における国、地方公共団体等の責務、国民の協力等に関する事項を定めることにより、国全体として万全な態勢を整備し、国民の保護のための措置を総合的に推進

#### (2) 国等の責務

国は、国民の保護のための措置に係る國の方針を明らかにし、万全の措置を講ずるとともに、実施に係る経費について、国費により適切に措置。また、武力攻撃事態等において、国民の安全を確保するため、その組織及び機能の全力を挙げて対処

地方公共団体は、國の方針に基づき、当該地方公共団体の地域における措置を推進

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、相互に連携協力

#### (3) 国民の協力

国民は、協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。協力は、国民の自発的な意思にゆだねられる。

#### (4) 配慮事項

- ① 国民に対し、国民の保護のため、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供
- ② 不当な差別、思想及び良心の自由の侵害、表現の自由の不当な制限の禁止など基本的人権を尊重。武力攻撃事態等への対処に伴う権利制限に対する補償、訴訟及び不服申立ての迅速な処理
- ③ 高齢者、障害者等に対する配慮、国際人道法の的確な実施
- ④ 日本赤十字社の自主性の尊重及び放送事業者の言論の自由の侵害の禁止

### 2 国民の保護に関する國の基本指針

- (1) 政府は、武力攻撃事態に備え、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針を作成（安全保障会議に諮問、閣議決定、国会への報告）
- (2) 基本指針では、想定される武力攻撃事態の類型、警報の発令、避難の指示、被災者等の救援、武力攻撃災害への対処等に関する國の基本的な方針を規定

### 3 国民の保護に関する計画

- (1) 指定行政機関、都道府県、市町村及び指定公共機関等が計画において定めるべき事項（実施する措置、実施体制、関係地方公共団体及び関係機関との連携など）
- (2) 指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関は、この法律及び基本指針に基づき、国民の保護に関する計画又は業務計画を作成（内閣総理大臣に協議）
- (3) 市町村長及び指定地方公共機関は、この法律及び都道府県の計画に基づき、国民の保護に関する計画又は業務計画を作成（都道府県知事に協議）

### 4 国の体制整備

国民の保護に関する基本指針の案の作成、国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画の協議その他国民保護法制の施策に関する企画立案及び総合調整に関する事務は、内閣官房において処理する。

### 5 都道府県国民保護協議会・市町村国民保護協議会（仮称）

- (1) 都道府県及び市町村に、関係機関の代表者等からなる協議会を設置
- (2) 都道府県知事及び市町村長は、国民の保護に関する計画を作成するときは、協議会に諮問

### 6 国民の保護のための措置の実施体制

- (1) 武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）は、国民の保護のための措置を総合的に推進
- (2) 閣議決定で指定を受けた地方公共団体の長は、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置（本部長はそれぞれ都道府県知事又は市町村長）。地方公共団体の長は、内閣総理大臣に指定を要請できる。本部の設置にかかるわらず、地方公共団体は、この法律で定めるところにより国民の保護のための措置を適切に実施

- (3) 都道府県対策本部及び市町村対策本部は、当該地域に係る国民の保護のための措置を総合的に推進（都道府県対策本部長及び市町村対策本部長に総合調整権）
- (4) 防衛庁長官は、都道府県対策本部長の求めがあった場合において、必要があるときは、その指名する職員を都道府県対策本部の会議に出席させるものとする。
- (5) 都道府県対策本部長の権限
- ① 指定地方行政機関等の長又は指定公共機関等に対し、本部の会議に職員を出席させるよう要求できる。
  - ② 指定行政機関及び指定公共機関の国民の保護のための措置の実施に関し、対策本部長に対し、総合調整を行うことを要求できる。
  - ③ 都道府県警察及び教育委員会に対し、国民の保護のための措置を実施するために必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- (6) 市町村対策本部長は、都道府県及び指定公共機関等の国民の保護のための措置の実施に関し、都道府県対策本部長に対し、総合調整を行うことを要請できる。また、指定行政機関及び指定公共機関の国民の保護のための措置の実施に関し、都道府県対策本部長に対し、対策本部長に対する総合調整の要請を行うことを求めることができる。
- (7) 都道府県知事は、指定行政機関等の長、当該都道府県の他の執行機関、市町村長又は指定公共機関等に対し、対処措置の実施を要請できる。また、この法律で定めるところにより、市町村長に対し、必要な指示をすることができる。
- (8) 市町村長は、都道府県知事又は市町村の他の執行機関に対し、対処措置の実施を要請できる。また、都道府県知事に対し、指定行政機関の長又は指定公共機関等に国民の保護のための措置の実施を要請することを求めることができる。
- (9) 都道府県知事は、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請できる。また、市町村長は、都道府県知事に対し、自衛隊等の派遣を要請することを求めることができる。
- (10) 指定公共機関等は、業務計画に基づき、国民の保護のための措置を実施。指定行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、応援を求めることができる。

## 7 国、都道府県及び市町村が行う国民の保護のための措置

- (1) 国は、警報の発令、避難措置の指示、救援の指示、大規模又は特殊な武力攻撃災害への対処などの国民の保護のための措置を行う。
- (2) 都道府県は、避難の指示、避難住民等の救援、武力攻撃災害の防除又は拡大の防止などの国民の保護のための措置を行う。
- (3) 市町村は、警報の伝達、避難の誘導、武力攻撃災害に係る応急措置、消防などの国民の保護のための措置を行う。

## 8 訓練

指定行政機関の長等は、それぞれ又は共同して訓練を実施する。

### **第2 避難に関する措置**

#### 1 警報の発令等

- (1) 対策本部長は、警報を発令（警報の内容 ①武力攻撃事態等の現状及び予測、②武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域、③住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項）
- (2) 対策本部長は、警報の内容を指定行政機関の長に通知、総務大臣は都道府県知事に通知、都道府県知事は市町村長に通知。市町村長は、防災行政無線等により警報の発令及び警報の内容を住民に伝達。放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、警報の内容を放送
- (3) 事態の推移に応じ、対策本部長は、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況等の情報を隨時国民に提供

#### 2 避難の指示等

- (1) 対策本部長は、避難元及び避難先の関係都道府県知事に避難措置を指示するとともに、関係指定行政機関に通知
- (2) 避難措置の指示を受けた都道府県知事は、市町村長を通じて住民に避難を指示（避難先、避難経路、交通手段等を明示）

### 3 避難住民の誘導

- (1) 市町村長は、関係機関の意見を聴いて、避難実施要領を策定
- (2) 市町村長は、避難実施要領で定めるところにより、避難住民を誘導。この場合において、市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮
- (3) 市町村長は、警察若しくは海上保安庁又は自衛隊に、避難住民の誘導を要請することができる。
- (4) 市町村長は、緊急の必要があるときは、警察署長等に必要な措置を講ずるよう要請
- (5) 病院等の施設の管理者は、当該施設に在る者の避難について、適切な措置を講ずるよう努める。
- (6) 避難住民を誘導する者は、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者等に対し、必要な警告又は指示
- (7) 都道府県知事は、市町村長による避難住民の誘導を補助・支援
- (8) 都道府県知事は、市町村長に避難住民の誘導を適切に行うよう指示。指示に基づく措置が講じられないときは、職員を指揮し、避難住民を誘導
- (9) 指定公共機関等である運送事業者は、避難住民の運送を行う。

### 4 避難に関する是正措置

内閣総理大臣は、避難の指示、避難住民の受け入れ又は避難住民の誘導が適切に行われない場合は、是正措置を講ずる。

## **第3 救援に関する措置**

### 1 救援

- (1) 対策本部長は、都道府県知事に救援を指示
- (2) 救援の指示を受けた都道府県知事は、避難住民及び被災者の救援（収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与、医療の提供等）を実施（指定公共機関等である運送事業者は、緊急物資を運送）
- (3) 都道府県は、救援に係る事務の一部を市町村に行わせることができる。また、日本赤十字社に委託することができる。
- (4) 都道府県知事の措置
  - ① 物資の生産、販売等を業とする者に対し、医薬品、食品等の緊急物資について保管を命令し、売渡しを要請。正当な理由なく拒否したときは、収用することができる。
  - ② 収容施設又は臨時の医療施設を開設するため、同意を得て、土地、家屋又は物資を使用。正当な理由なく拒否したときは、同意を得ないで使用することができる。
  - ③ 都道府県知事は、医療関係者に医療の実施を要請。正当な理由なく拒否したときは、医療の実施を指示することができる。
- (5) 内閣総理大臣は、救援が適切に行われない場合は、是正措置を講ずる。

### 2 安否情報

- (1) 市町村長は安否情報の収集、整理に努め、逐次都道府県知事に報告。都道府県知事は、報告を受けた安否情報を整理し、遅滞なく総務大臣に報告
- (2) 総務大臣及び地方公共団体の長は、安否の照会に応じ情報を提供しなければならない。
- (3) 日本赤十字社は、外国人に関する情報の収集及び整理に努め、安否の照会に応じ情報を提供

## **第4 武力攻撃災害への対処に関する措置**

### 1 武力攻撃災害への対処

- (1) 国は、武力攻撃災害の防除又は拡大の防止のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体と協力し、武力攻撃災害への対処に関する措置を総合的に推進
- (2) 対策本部長は、武力攻撃災害への対処のため必要があるときは、都道府県知事に対し指示
- (3) 都道府県知事は、武力攻撃災害の防除又は拡大の防止が特に困難であるときは、内閣総理大臣に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。市町村長は、都道府県知事を通じて、同様の措置要求を行うよう求めることができる。
- (4) 内閣総理大臣は、都道府県知事から要求があったときは、関係大臣を指揮し、必要な措置を実施
- (5) 都道府県知事は、緊急の必要があるときは、緊急通報を発令

## 2 武力攻撃災害への対処措置

- (1) 指定行政機関の長は、原子炉等による被害の防止のため、原子力事業者等に対し、施設の使用の停止等を命ずることができる。
- (2) 指定行政機関の長は、危険物質等による危険の防止のため、取扱者に対し、危険物質等の取扱所の使用の停止等を命ずることができる。
- (3) 内閣総理大臣は、放射性物質等による汚染への対処のため、関係大臣を指揮し、汚染の発生原因となる物の撤去、汚染の除去、住民の避難及び救援その他必要な措置を実施
- (4) 生活関連施設等の安全確保
  - ① 指定行政機関の長及び都道府県知事は、関係機関の意見を聴いて、生活関連施設等の管理者に対し、警備の強化等必要な措置を講ずるよう要請
  - ② 都道府県公安委員会及び海上保安部長等は、生活関連施設等の敷地及び周辺区域に立入制限区域を指定
  - ③ 内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他必要な措置を実施

## 3 応急措置等

- (1) 市町村長又は都道府県知事による応急措置等
  - ① 武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備又は物件の除却 ② 退避の指示
  - ③ 土地、建物等の一時使用等及び支障物件の除却 ④ 警戒区域の設定
- (2) 警察官及び海上保安官並びに自衛官は、補完的に応急措置等を実施
- (3) 消防庁長官は、都道府県知事等に対し、武力攻撃災害の防御等に関し指示を行うことができる。

## 4 保健衛生等

- (1) 感染症予防法、検疫法、予防接種法、墓地・埋葬法及び廃棄物処理法の特例措置
- (2) 文化庁長官は、管理者等に対し、文化財の保護のための措置を命令

## **第5 その他**

- (1) 国は、生活関連物資等の価格安定、金銭債務の支払延期等の措置を適切に実施
- (2) 指定公共機関である電気事業者、ガス事業者等による適切な供給の実施
- (3) 都道府県公安委員会による緊急輸送の確保のための交通規制、車両の移動指示
- (4) 指定行政機関の長その他の公共的施設の管理者は、応急復旧を実施
- (5) 災害復旧の実施責任者は、武力攻撃災害復旧を実施（財政上の措置については、別に法律を制定）
- (6) 指定行政機関の長等による避難、救援等に必要な物資及び資材の備蓄
- (7) 都道府県知事は、避難又は救援のため、あらかじめ避難施設を指定

## **第6 財政上の措置等**

- (1) この法律の規定による収用その他の処分を受けた者に対し、損失を補償。国又は地方公共団体は、要請を受け、国民の保護のための措置に協力した者が、死亡、負傷等したときは、損害を補償
- (2) 国は、総合調整又は内閣総理大臣の指示に従った結果、損失を受けた地方公共団体等の損失を補てん
- (3) 国民保護法制に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が支弁
- (4) 地方公共団体が行う国民の保護のための措置に要する費用については、原則として国が負担。ただし、地方公共団体の職員の人工費や管理及び行政事務の執行に要する費用などは除く。

## **第7 罰則**

- ① 原子炉、危険物質等による危険防止のための措置命令に従わなかった者
- ② 物資の保管命令に従わず、又は保管命令等に伴う立入検査を拒んだ者
- ③ 交通規制又は警戒区域若しくは立入制限区域の立入制限等に従わなかった者 など

※ 武力攻撃事態等に準ずる大規模テロ等が発生した事態においても、国民の保護のための措置に準じて必要な措置を講ずることを検討する。

## 自衛隊イラク派遣

## 米軍物資輸送も

本計画は派遣期間を「半年」とするが、東京の派遣時期について明示しない。本計画の議題は、決定後、防衛省長官が策定する実施要領で、来年一月の初旬、一月の陸自の派遣を盛り込む見通し。活動内容は、イラク国で、政府は当院の手本を得て九日午後にも閣議決定する。

## 基本計画 固まる 給水など「半年

# 過去最大陸海空1000人

政府は五日、イラク復興支援特別指図書に基づいて自衛隊ハウク派遣の基本計画の概要を固めた。派遣規模は、陸上自衛隊約五百五十人、海上自衛隊約三百人、航空自衛隊約百五十人の計約一千人で自衛隊の海外派遣としては過去最大。東シナ海上が統一する地域への活動の派遣は初めてとなる。

域などを定めた実施要項を策定、首相が承認する。それを受け、防衛庁長官が自衛隊各部隊に「対応措置の

自衛隊派遣までの  
三歳半

ラクに海上輸送ルート

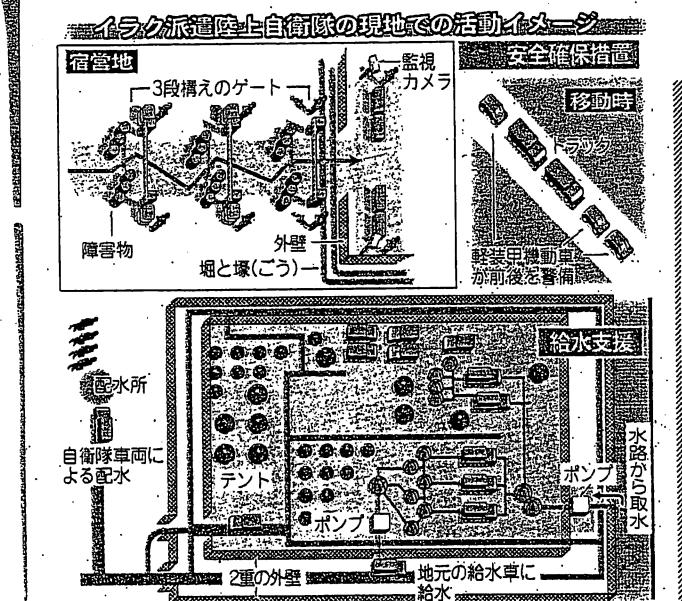
國々のバケタッジ問題④日本からイ

-17-









## 宿营地に3段構えゲート

## 重機関銃の持ち込みも

2003.12.20

# 対テロで厳重警備 陸自のイラク支援安全策

イラクへ派遣される陸上自衛隊宿营地の警備態勢や、移動中の安全確保策の全容が二十日あたり明らかになった。テロ対策として、宿营地出入り口に三段構えでゲートを設け、監視カメラも設置。移動時はドックの前後を警備下の人道復興支援活動に従事する。

宿营地はイラク南東部の正方形。堀と塹(ごう)の内側に、フェンスと鉄条網を組み合わせた「外壁」を二重に張りめぐらせる。

出入り口は一ヵ所。第一ゲートで検問をし、第二ゲートで検問をし、第三ゲートで検問をし、第三ゲートをくぐり、宿营地に入る。

宿营地までの道は障害物を置いてシケザンした曲げ、検問を突破する自爆テロの乗用車は、個人携

約一千。先ほど毎分四百六百発を連射である。宿营地の様子は二十四時間、テレビカメラで監視。人工衛星を使って日本へ映像を常時、生中継する計画も進んでる。

本対戦車弾などで制圧する。道路や学校の補修などから取水し宿营地内で净水と給水も厳戒下で行つ。宿营地わざの水路で、地元の給水車に水を供給。また、医師免許を持つ隊員や看護師が、現地の病院に赴き、検査方法や医療機器の操作方法などを指導するが「宿营地内での治療行為はあまの想定してない」(防衛省幹部)といつ。

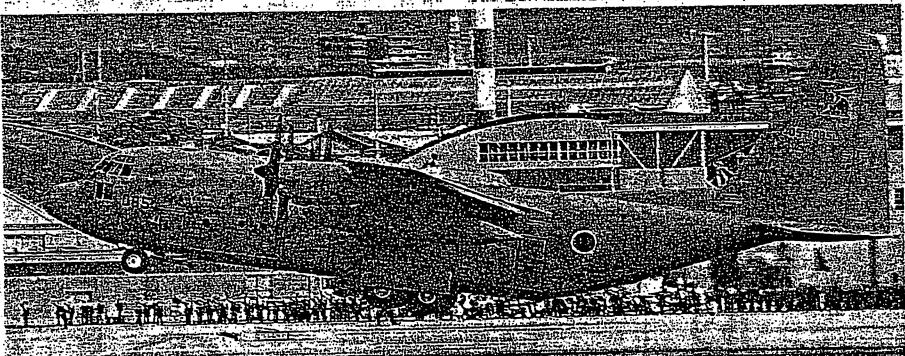
イラクの地域にも危険  
自衛隊派遣で米統參議

北朝鮮問題の難点は、日本と北朝鮮の間で、統治権をめぐる領土問題である。この問題は、朝鮮半島の南北分裂によって、複雑化され、複数の当事者がいるため、解決が困難である。まず、北朝鮮は、朝鮮半島の北側を統治する一方で、日本海側の領土も主張している。一方で、韓国は、朝鮮半島の南側を統治する一方で、日本海側の領土も主張している。また、米国は、北朝鮮に対する軍事的支援や経済的支援を行っているが、その影響で、北朝鮮の行動が日本に影響を与える可能性がある。さらに、中国は、北朝鮮に対する経済的支援を行っているが、その影響で、北朝鮮の行動が中国に影響を与える可能性がある。これらの複数の当事者の間で、領土問題が解決するためには、協議や交渉が必要となるが、実際には、なかなか進展しないことが多い。また、北朝鮮の核開発やミサイル開発などの問題も、領土問題と密接に関連している。そのため、北朝鮮問題の解決には、多方面からの取り組みが必要となる。

## 米統參本部議長會見(要旨)

マイヤーは米統合参謀本部議長が12日、朝日新聞に「本邦の國防費が増加するに伴う軍事的緊急度の高まり」として、日本は「最も重要な軍事的緊急度を有する」といふことを述べた。これは、日本が米英連合軍の進攻を防ぐため、軍備擴張を始めたことを示すものである。

# 陸自本隊に派遣命令



—100—  
傳説の世界 26  
（四）

第五回



（國の派遣使が一國を歴訪して來る事）

心からいざながれ、お風呂の水を撒いた[お風呂]

立派な任務を果たしきり、ついで舞丸を乗せた。機に役だつばかりの

「黒幕」の出で立つ御所を御見舞ひ、御内閣を御見舞ひ、御内閣を御見舞ひ、

小泉首祐26日、夜、官マツ(年)と。此の店は、忠誠館と。

西漢時文選

3. 海外で同様に開闢するのに初めて、争奪の怒火絶

施設部隊は来月3日、海軍の輸送艦に同20日AM、それを

海空3・自衛隊への命令がござりますた。陸上自衛隊の第1回

卷之三

石破防衛大臣は26日夜、イタリアで人道復興支援にあたる陸上自衛隊の活動を視察した。

卷之三

卷之二

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

三  
三  
三  
三  
三

海軍にも発令 3日衛隊入り

## イフク支援本格化

終戦時に開かれた開港  
式典で、先端に艦旗揮揚の儀式が行なわれた。この儀式は、開港式典の最後に、開港の祝詞を述べて、開港を宣言するものである。この儀式は、開港式典の最後に、開港の祝詞を述べて、開港を宣言するものである。

上田隊本隊の先遣隊、90人が3日前後、北海道千歳市に新設駅舎となり、政府用機で出発した。

なが  
ど

日本隊約90人出発

.007円(本体価格 2,864円、消費税 143円)、1部売り(税込み) 130円 第3種郵便物認可

# イラク支援陸自本隊出発

（一）回参照）  
「先遣隊の調査で、比較的的安全な小河川がある。」  
が大軍の武器を所有していた部族が、  
被撃撃のない國境を保つのである。当  
に、六海島の部族が手に持つ、活動  
が最も多く、九州・西中國の國境で  
派遣命令が出来る可能性がある。

「おやつはおやつ」。頬張  
てこんな贅沢な一人のこだわ  
り。牛乳と納豆の品ぞの  
園田謙蔵が喜び。

九、自衛の力が不十分

べての機動に向ひないといふ。やがて現実に政府は機動をもつて、だんだんと自衛感がわいて来た。米軍の参入を見れば既に立派な」機動が現れた。

無事に、西郷隊の旗を、要塞の門へ。ハハハ、これで、全國の元老院は、人の手に、奪つた。手渡しで、國をもつた。先発隊の中心は、護衛部隊だ。給水、警備部の、の詔書などだ。然る、成の約4,300人(大隊は、1月下旬から、次イラク入りし)、全員、西郷隊の訓練を受けないで、南部や、因縁投票、学校投票、などが、はじめて、信頼地などでの支援活動を始めた。

トに向て出発した。ラグへの本隊部隊の派は初めて。26日には現までの物資の輸送にあたるC-130輸送機3機も発する。"イタク"では米

004.1.23  
空自本隊が出発  
ます  
イラク支援  
110人

員の家族約100人が出席。溝口司令が「第一次要員110名、出國いたします」と宣誓。航空隊



# ケイ前米調査団長 議会証言

# 大量破壊兵器

# 前調査団長 米議会証言 **情報分析 誤り**

イラク保有「証拠なし」

極秘裏に廃帝と推論

イラク兵器

十分な備蓄不可能

【ワシントン＝石舎力】ケイ

器で使われるMXガスの中でも調査した結果、「中止」をもつて「中止」として取扱うべきものとされた。

前記調査官長はこの米謹報を報告は、國連に於ける從來の實績では、説明がつかなかったために「保有、秘密」にしておられた種類の生物・化學武器について、前記の諭旨に據りて、前記の諭旨に據りて、

「日本は、たゞ西支那の事務所を握るに過ぎない。」  
「中國に回復するため、イタク軍が調査した記録  
を入手した」と詫問した。  
「ええ、それが、『鐵道部』の事務所を握る  
事務官の手で、いつか手に入りました。」  
「中央情報局（C.I.A.）が、どうやら戰闘開拓部  
の事件、廻り議論に押出された結果、  
國境の前線で監視したこと  
した結果がやれど、」  
「日本は、たゞ西支那の事務所を握るに過ぎない。」

たマーカスを戻そうと、  
た際、運んでいた「ラッ  
クが事故で炎上。積み荷  
も全焼した。

▲はイラクの化学兵器について、申告分と実際に  
対立する。戦争などで使用  
した分との「食い違い」

2004.1.29  
朝日  
イラク、90年代に廢棄  
大量破壊兵器 ケイ氏証拠発見

2004.1.29  
朝日  
**ノーブル、90年代に廃棄**  
大量破壊兵器 ケイ氏証拠発見



# 主 06年までに改憲案提示

党大会で  
菅代表

連待機部隊を検討

2004.1.14

民

民主党は十三日午後、都内のホテルで二〇〇四年度定期大会の本会議を開いた。菅直人代表はあわゆる「日本の国のあるべき姿を示す新たな憲法をつくる『創憲』」を主導してこきたい。〇六年にあたる民主党として新たに選ばれた二〇〇四年度活動方針の要旨は次の通り。

（2面に関連記事）  
自衛隊と別組織の「国連待機部隊」を創設し、國連活動に積極参加する

議の本格化を求めた。

（2面に関連記事）  
憲法改正では「官僚主

權からの国民主権の國にす

るには市民革命に代わる幅広い憲法制定運動が必

要」と意識を強調。ボイントとして①地方分権の推進②景観保護規定の創設③会計検査院の国会への移管などを挙げた。

構想の検討も提起した。

憲法改正では「官僚主權から國民主権の國にす

るには市民革命に代わる幅広い憲法制定運動が必

要」と意識を強調。ボイントとして①地方分権の推進②景観保護規定の創設③会計検査院の国会への移管などを挙げた。

菅氏はまた「小泉政権は変質した。公明党に首根っこを押さえられた政

権になった」と指摘し、「日本の政治が公明党を

通して創価学会といつり宗教団体に支配されでは

ならない」と訴えた。

本会議には党所属国会議員のほか、党都道府県

の外交安全保障問題に取り組む。

一、マリエスト（政権

公約）をめの進化させ、次

の内閣の活動を充実させる。特に地域経済や中小企

業対策、年金制度改革に力を入れ、拉致問題の解決などを実現するには政権担当

議の見解は分かれているが、国民党内はまだ民

主派の見解が多かった。菅直人代表は「海外に出る」ほどでない

Q・ズーム  
国連待機部隊構想  
国連活動に派遣する専門部隊を自衛隊と別組織で創設する構想。民主党の菅直人代表や小沢一郎代表代理が唱えている。自衛隊が國連の発動として戦闘目的で海外に出る」ほどでない

いが、国際公務員の立場で連軍やそれに準じる多国籍軍に参加するのは禁止されていないとの考え方。ただ①武力行使が目的の多国籍軍にも参加できるか②国連に指揮権を委ねるか③を絶対条件とするかなどは民衆内での見解は分かれている。

連代表らが参加。今年を「次の衆院選で政権交代を確実に成し遂げるための貴重な最初の一歩」と位置付け、①マニフェスト（政権公約）の進化と充実②小泉政権との対立軸の鮮明化と徹底した国審議などを打ち出した活動方針を採択した。

七月の参院選で過去最高の「比例代表で一千五百万票」獲得などを目標に掲げた参院選対策方針も採択した。

道路公团の疑惑解明に取り組む。教育基本法改正案、国民投票法案、国民保護法制定などを徹底審議を求める。特に小泉内閣、与党との対立点の連携を強化する。欧米先進国型の政党外交を目指す。

党組織を改革。改革派知事、市町村長との対話を促進し、NPOなどの各種団体と

の連携を強化する。欧米先進国型の政党外交を目指す。

小栗純一郎首相は十四日午後、首相官邸で内閣記者会のインタビューに応じ、自民・民主両党の協調で憲法改正を目指す意欲を表明し(国営)改正案を出すと(「二年ではできぬ」。少なくとも五年はかかる)と強調、早ければ二〇〇九年の国会提出も視野に与野党協議に取り組む考えを示した。(2面に関連記事)  
首相は来年十一月の自民党結党五十周年に合わせて党としての改憲案を

○ ドーム  
憲法改正手続き

憲法96条は憲法改正について「各議院の総議員の三分の二以上の賛成」で国会が発議し、国民投票で「過半数の賛成」があれば承認される」と規定。しかし、国民投票の具体的な手続等は未整備なため、超党派の議員連盟が国民投票法案を提出したのは初めて。改憲に際しては、現行の集団的自衛権の行使を認めるとの是非を検討する必要があるとの認識と国憲法改正案をまとめた。それがよほど憲法改正原案の国会提出投票を衆院で100人以上、参院で50人以上と定め、国民投票の投票権者は満20歳以上、投票期日は国会発議後60日などとしている。ただ、両法案の国会提出には民主党、公明両党など慎重論者が残っている。

## 首相が意欲 民主と協調、具体化

改  
革  
09  
年  
に  
も  
提  
出

2004.1.15

民主の在り方では、国民主権、基本的人権の尊重、戦争放棄(平和主義)の基本理念は堅持すべきだと強調しながら、集団的自衛権の問題が「当然、一つの焦点となる」と言明。同時に「憲法を議論する」ことは決して民主主義や平和主義を壊すものでない。むしろ新しい時代に日本が国際社会とともにどのように協力して平和と安定を保つていくかという上で大事だ」と述べた。

首相は「私の(自民党総裁)任期は1年半よりとじ限られており、その間に現実の改憲といふことはない」と小泉政権中の改憲はあらためて否定した。

具体化

も明らかにした。

首相は、民主党が二〇六年をめどに独自の憲法改正案をまとめる方針を打ち出したことに、「われだけ積極的にになるとは想像していないかった。憲法改正がタブーでなく、現実的課題になってきた」と評価。改選発議に衆参両院議員の三分の一以上の賛成が必要ことから「自民入党独自の改正は好ましくなく現実的に無理だ。与党と野党第一党が協力でき

2004.1.18

# 有事の臨検可能に

政府

## 通常国会 法案提出 警告射撃も検討

政府は十七日までに、  
外国からの武力攻撃を受  
けた有事の際に、外國の  
船舶を止めて船内検査す  
る「臨検」を可能にする  
Q  
警 告 射 撃  
ズーム

「外国軍用品海上輸送規  
制法案」(仮称)を十九  
日開会の通常国会に提出  
する方針を固めた。住民  
避難の手続きを定める国  
用の武器や物品、軍人  
の輸送を規制するため、  
成立を目指す。

日本の安全に重要な影  
響を与える周辺事態にお  
ける船舶検査活動法(一  
〇〇〇年成立)では見送  
られた警告射撃も、可能  
とする方向で検討してい  
る。

同規制法案は、海上自  
衛隊の艦船が、軍艦を除  
く外国船舶に対し、敵国  
船舶に停止などを命じる  
際の威嚇のための射撃。2  
〇〇〇年に成立した船舶検  
査活動法の制定過程では、  
当時与党の自由党が「國運  
船の停止などを命じる威嚇  
につながりかねない」と反  
対。自由党はその後与党を  
離脱し、最終的に法案明記  
は見送られた経緯がある。

決議に基づけば国際慣行か  
ら認められる」と主張した  
が、自民、公明両党は「憲  
法が禁じる武力による威嚇  
に対する方向で検討してい  
る。

一般的に臨検とは、公  
海上で外國の船舶などに  
立ち入り検査を行うこと  
で、平時は国連海洋法条  
約に基づき①海賊行為  
②奴隸取引などを行  
っている疑いのある商  
船などが対象になる。  
戦時には武力行使の一  
環として、戦争物資の  
輸送阻止や船舶の拿捕  
(だぼ)などをを行うこ  
ともある。

ただ現行の船舶検査活  
動法は、周辺事態に際し、  
經濟制裁の厳格な実施に  
かかる場合で、国連安  
全保障理事会の決議や、  
その船舶が掲げている  
国旗の国の同意を得て  
実施するなど、限定的  
な運用が規定されてい  
る。

## 政 府

か來年度 対北朝鮮を想定

2003. 12. 20

福田慶太官房副長官は、  
「輸入に関し「押付」の  
形で、この国産の生  
命財産を守る防衛的な  
唯一の手段として、専  
守防衛の理念に合致す  
る」との認識を発表し  
た。ただ当初予定した  
武器輸出三原則に直接  
矛盾する表現は盛り込  
まなかつた。  
政府が来年からの導入  
に導入決定され、米  
国との強化といふ小委員会  
の無本筋線が認められ、  
し進める。米国の軍事  
事システムを深く組み込  
まれるとの批判も出て、  
憲法改正議論の高まりの  
中で、集団的自衛権の早  
速をめぐる争議を巻き起  
こしうつた。

政府は十九日の安全医療会議の開催で、北朝鮮の中距離弾道ミサイルに対するたる、米国が開発、配備した「スマート・サード」システムを来年度から導入する旨を正式に決定した。来年度予算案では、導入費の一部の約一千億円を盛り込ま。また現在日本で進めている日本の次世代迎撃ミサイルに関する共同技術研究が将来、生産設備を移行する際、日本で生産した部品を米国に輸出する形で、武器輸出原則に抵触しないかの三原則の見直しの検討に入ら。(3面) [國連記事]

○アーチ  
三ナイル防衛  
敵の艦隊はハベルを強調  
する間に躊躇いはじめる構想。  
米国は組織的手段を取るに國  
家やトロリーストからも攻撃  
される米本拠地を固めたいと  
考へるが、敵人を想へて以  
て(就緒後は)中間の大  
陸横断の路線直進の一の段  
階での沿岸を回避して北上  
までに約100日かかる事  
に入った。一方、日本が一  
年の早いステークを取れた  
米国との共同探査航行させ  
一ヶ月以内に完成する計画  
で、サルバドールを主導的  
艦部隊が対象。次々と日本  
技術部で開拓、配備計画  
が年内に立たかぬかなか  
れること。

来年度はのM3、PA  
C3を購入、イージス艦  
一隻をのM3搭載型に改  
造し、航空自衛隊の高射  
群一個部隊のPAC部隊

東北電力が新潟県巻町で計画している巻原子力発電所建設をめぐる裁判

東北電力  
卷首

-31-

米軍へ武器無償提供

有事関連4法案骨格判明

## 首相の指示に強制権

政府が外國からの武力攻撃に備える有事用兵の、既成の規定の「米軍行動標準化法規」(仮称)や「交通・通信総調整法規」(同)は、開闢四法規の骨格が三十四、四十九点あった。米軍行動標準は法規で、日米安保条約(開港)にて、「日米双方は、本邦に於ける米軍行動標準を、日米安保条約(開港)にて定めた自衛隊の米軍物資の質的の仕組みを、現行の共同防護や開港事務にて認めるものとし、本邦に於ける米軍への物資の無償提供を可能としたのが最大の特徴。食料や水、燃料などは必要最低限にして置かれるが、共同防護や開港事務で除いた武器部品等の交換は、他のものとされた。

部頭領を殺す。捕虜の法規(画)は、外の待遇や送還方法、情報管理などを列挙する。非人道的行為の処罰に関する規定なども列挙する。

す分配するといふこと。  
米軍との  
一体化進む

（解説 次期通商国策）

さざれいたる米軍への武器  
譲渡の無償提供が可能  
にいたるのみならず、わが國が外  
國からの武力攻撃を免れる  
ところ非事態を重く見  
たがるのと、米軍の軍備整備を重視する  
立場だ。この時期に法帝との諸  
交渉の折合は、米軍占領  
による戦時の「アーリー  
エイジ」である。日本側は、  
これを想定した周辺事態想定  
の軍隊派遣と併び、自  
衛隊と米軍の一體化をあ  
らためて印象付けた。  
ただ、日本が実際には攻  
められたのであるが、その結果、  
保護法則上、軍事上連絡  
の一つであ  
る米軍行動監視化法案  
で、これまで日本の安全  
保全法則上、軍事上連絡  
を受けることになった。

鄰にいたる。  
周辺事態と武力攻撃の連絡事態の線引きをはっきりさせ、あいまいで、武力攻撃の脅威の段階で武器を用いて、武器の提供が可能となること、周辺事態遂行のための禁止事項はなし、強制化しなさい。

## 大規模テロ対応

# 知事に自衛隊要請権

## 国民保護案

### 武力有事に準じる

航空機テロや原発への攻撃など大規模テロが起きた場合で、国や自治体が実施する住民避難の仕組みなどをまとめた対応案の全容が2日、明らかになった。通常国会に提出する有事の際の国民保護法案に盛り込む。また関連法案として国会提出する「米軍行動由滑化法案」と「特定公共施設利用法案」の概要も判明した。

大規模テロを新たに「緊急対処事態」と名付け、首相が事態の認定を

閣議に諮る手続に、対処方針を作成し、内閣に規定している。

対策本部を設置する、と明記。さらに①知事は防衛庁長官に自衛隊の派遣を要請したり、国の行政機関に対する措置の実施を

明記。②町村長は知事を通じて同様な措置を要請できる。などが、武力攻撃事態に準じた対応をこれまでに

町村長は知事を通じて同様な措置を要請できる。などが、武力攻撃事態に準じた対応をこれまでに

明確に定めた。米軍行動由滑化法案は、自衛隊から米軍に武器・弾薬を含む物品や役務の無償提供を可能とする

こと。政府に対する行制限や飛行禁止区域の設定も行う。また自衛隊の無線通信を優先するため、電波利用の免許条件の変更も可能とした。

特定公共施設利用法案は、首相が港湾、空港管理者に自衛隊などの優先利用を要請できるよう定めた上で、強制力のある指示権も明記。特定海域や空域では、船舶の航行制限や飛行禁止区域の設定も行う。また自衛隊

日本が外國から武力攻撃を受けるなど「有事」の際に住民の避難・救援をはじめ國や地方自治体の役割を具体的に定める法律。昨年6月に成立した有事関連法が「自衛隊の行動にかかる法制」であるのにに対し、「国民の生命・財産の保護」に力点がある。政府は有事関連法成立から1年以内の整備目標で、法案作成作業を進めてくる。



国民保護法案

日本が外國から武力攻撃を受けるなど「有事」の際に住民の避難・救援をはじめ國や地方自治体の役割を具体的に定める法律。昨年6月に成立した有事関連法が「自衛隊の行動にかかる法制」であるのにに対し、「国民の生命・財産の保護」に力点がある。政府は有事関連法成立から1年以内の整備目標で、法案作成作業を進めてくる。



# 9条改正論議を加速

# 自イラク派遣

根拠法	P K O協力法 92年6月成立	周辺事態法 99年5月成立	テロ対策特措法 01年10月成立	イラク特措法 03年7月成立
派遣時の状況	摩訶戦合意後	日本への武力攻撃の恐れがある事態	戦時	主要な戦闘作戦は終了。チヨードが頻発
海外での活動範囲	限定なし（実施計画などで決定）	日本周辺の公海上で、戦闘が行われない地域	インド洋などで戦闘が行われない地域	イラク南東部などで戦闘が行われない地域
法成立の経緯	社会党などが牛歩戦術と譲り合意提出で抵抗	与党の自民、自由と、公明が修正合意、「自公自」が鮮明に。民主反対	自民、民主の党首会談で、修正協議が決裂。民主は反対	修正協議が決裂し、民主は反対

派遣承認案  
参院、さよう審議入り  
与野党正常化  
可決は9日以降に

の審議入り前で、いつ  
までもこの問題を  
議院に提出する運びと  
題を衆院予算委員会に付し、  
04年度予算案審議ではな

い。艦隊せまい、特保理  
が指揮を取らざりて、國別  
的自衛権の行使は、英國  
が敵艦をたたかうと共同  
で開戦する「銀鎖同盟」  
の行使を経験したこと  
による。ただ、日本は現在の  
艦隊解説では英國的自衛  
権を持つてゐるが、行使  
するのに躊躇ひである。  
従来の海上防護の枠組み  
を大きく踏み越えるとい  
ふが、おもに離れた後だ  
。「艦隊」であると  
洋上で、米軍などと  
くの連絡を取らざりて

戦争状態が続く也に、武装した地上部隊を派遣し、世の首領が「殺されぬかもしない」と、殺すかもしない」と呟いて

## 「憲法の想定超えた事態」

1

• 10

在龍馬の死後、その部隊といふものはも隠れたまま現在に現れるのであるが、その間も、必ず武力で命運をもたらすものである。

「市口への反論は武力行使がたまんな。今のでからこそ、井戸戦闘地獄なれば」（鶴丸表）と云ひて、派遣は憲法違反の問題、両院の主張が眞いに争ひあつた。併し、国会論議が水掛で論じ終つた。

どうぞ、西郷蔵勝連はおのの國生根の政策を何か。鶴丸が一面の党大会で検討を表明したのが西郷蔵勝連の御説だつた。国連の旗の下での把勤に移行する御説を西郷蔵勝連が別途新説つてか、心から賛同した。

「ふう、國連憲章に基づく國連は、まだ実現しないね。」

## イラクの自衛隊部隊を

### 宮崎の高3が請願書

## 首相に5358人分の署名提出

に提出した。これが「四箇所の画題」をもつて、首肯されたのである。

イハクの日本隊部長を  
宮崎の高3が請願書  
首相に5358人分の署名提出  
2004.2.3. 6D

このいわゆる「いにしへの日本」の本質論の人間論が、聞いたり聞いたりするといつても、わからぬものである。たゞ、その本質論を理解するには、眞が必要か、眞を必要とするかの問題を、明確にして、國政、政治、經濟など、社会的現象を、雜たるなまづきで、先づ、井方から、生徒に教えるのである。眞を理解するには、眞の問題の、教育論で、國論で、政治論で、經濟論で、社會論で、人間論で、本質論で、いふべき論である。

# 文科相 丁寧な指導を

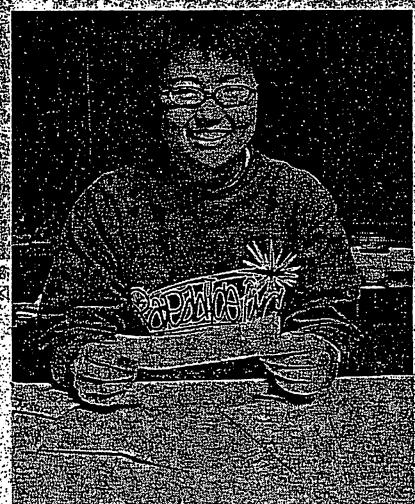
## 教育へ不当介入 宮崎県教組など抗議のメモリ

問題にしておきたい。

# イラクに平和的支援を

「いつまでも複雑問題は解決」する  
ない。井和的解説で西田  
し、紫式の連鎖を断つ切  
つに。」と泉首里町の  
體験記を提出したのである。  
泉首里町民の西田久生  
西田久生の小説にて  
生。今村泰人(伊)が始  
めた署連活動の輪が、静  
かに全国各地に広がり  
るので。「これは日本、や  
ハニワ國を襲つたんだよ」。  
ハニワ國を襲つたんだよ」と  
いふ言ひ方など、何ん  
といふねたが炎となり、署  
名を續けていたところ。

首相に請願書提出



全国から届いた封書を手にする  
今村歩さん=宮崎県三股町で

## 日本国憲法

昭和二十一年十一月三日公布

昭和二十二年五月三日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、國民の厳肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第二章 戰争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國権の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

